

令和5年5月10日

保護者 様

愛知県立東海南高等学校
校長 宮崎 千智

新型コロナウイルス感染症の5類変更に伴う学校の対応について

新型コロナウイルス感染症対策について、新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけが今回5類に移行したことを踏まえ、本校では、県教育委員会の指示を受け学校での感染防止対策に伴う対応を行いながら学校教育を継続してまいります。保護者の皆様におかれましても、ご協力をお願いいたします。

記

1 学校の基本方針

家庭と連携しながら、健康観察や基本的な感染症対策を実施した上で学校教育活動を継続してまいります。

2 感染防止対策の徹底（平時）

新型コロナウイルスに「感染しない・させない」ためには、一人一人が自覚を持って感染防止対策に取り組む必要があります。「健康観察」、「換気の確保」、「手洗い等の手指衛生」、「咳エチケット」及び「清掃」等の感染症対策を行います。

1 登校にあたっての家庭の留意事項

(1) 健康観察

発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には、無理をせず、自宅で休養してください。

その際、新型コロナウイルス感染症の症状とアレルギー疾患等の症状を区別することが困難な場合があります。軽微な症状があることをもって、登校を一律に制限はしませんが、かかりつけ医に相談することをお勧めします。

2 学校が対応すること

(1) 換気の確保

気候上可能な限り、常時換気に努めます。

エアコンを使用している場合は、対角線上の2方向の窓を10cm～20cm程度開けて換気に努め、必要に応じてサーキュレータを使用します。

(2) 手洗い等の手指衛生

外から教室に入る時やトイレの後、昼食の前後などに、流水と石けんによるこまめな手洗いをするよう指導します。また、手を拭くタオルやハンカチ等は個人持ちとし、共用はしないようにします。なお、昼休みは引き続き45分間とします。

(3) 咳エチケット

咳・くしゃみをする際に、他者に飛沫を飛ばさないよう、適切に咳エチケットを行うよう指導します。

(4) 清掃

通常の清掃活動により、清潔な環境を保ちます。また、清掃道具など共用する物品を使用した後は、手洗いを行うよう指導します。

(5) マスクの取扱い

学校教育活動においては、マスクの着用を求めないことを基本とします。

ただし、混雑した電車・バスを利用する場合や、校外学習等において医療機関・高齢者施設等を訪問する場合など、社会一般においてマスクの着用が推奨される場面においては、マスクの着用を推奨します。

(6) その他

感染症対応に関する緊急連絡を「きずなネット」で送信し、「開封確認」をお願いすることがありますのでご協力願います。

3 感染防止対策の徹底（感染流行時）

1 学校が対応すること

(1) マスクの取扱い

地域や学校において感染が流行している場合などには、教職員がマスクを着用したり、生徒に着用を促したりします。

(2) 具体的な活動場面ごとの感染症対策

ア 各教科等

地域や学校において感染が流行している場合などには、「感染リスクが比較的高い学習活動」の実施に当たって、活動の場面に応じて以下のような対策をおこないます。

- ・ 「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控えること
- ・ 児童生徒等の間に触れ合わない程度の身体的距離を確保すること

※ 感染リスクが比較的高い学習活動

- | | |
|--|--------------|
| ・ 「児童生徒が対面形式となるグループワーク等」
「一斉に大きな声で話す活動」 | 【各教科等共通】 |
| ・ 「児童生徒がグループで行う実験や観察」 | 【理科】 |
| ・ 「児童生徒が行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の演奏」 | 【音楽】 |
| ・ 「児童生徒が行う共同制作等の表現や鑑賞の活動」 | 【図画工作、美術、工芸】 |
| ・ 「児童生徒がグループで行う調理実習」 | 【家庭、技術・家庭】 |
| ・ 「組み合ったり接触したりする運動」 | 【体育、保健体育】 |
- 出典：「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」（文部科学省）

このほか、配慮の必要な医療的ケアや基礎疾患がある場合等は学校に相談ください。

イ 儀式的行事等の学校行事

儀式的行事のほか、体育的行事や文化的行事その他の学校行事の実施にあたっては、地域や学校において感染が流行している場合などには、一時的に、上記アの対策のほか、以下の対策や工夫を講じます。

- ・ 参加者への手洗いや咳エチケットの推奨
- ・ アルコール消毒薬の設置
- ・ 可能な範囲で間隔を空けるなど、触れ合わない程度の距離の確保
- ・ ICTを活用した開催

ウ 部活動

地域や学校において感染が流行している場合は、一時的に、上記アの対策を講じたり、以下の点に留意しながら活動を行います。

- ・ 大会やコンクール等の参加にあたっては、学校として主催団体とともに、大会における競技、演

技、演奏時等はもとより、会場への移動時や会食・宿泊時、会場での更衣室や会議室等の利用時などにおいても、生徒、教師等の感染拡大の防止に努めます。

- ・ 練習試合や合同練習、合宿等の実施にあたっては、県内や地域の感染状況等を踏まえ、学校として感染拡大の防止に努めます。
- ・ 同じ部活動に所属する生徒等が食事する際なども含め、部活動の前後の活動も指導します。

エ 給食等の食事をとる場面

地域や学校において感染が流行している場合などには、生徒等全員に食事の前後の手洗いを指導し、会食に当たっては、飛沫を飛ばさないよう注意させるとともに、一時的に上記アの対策を行います。

オ 登下校

混雑した電車・バスを利用している場合には、マスクの着用を推奨します。

帰宅後（又は学校到着後）は速やかに手を洗う、顔をできるだけ触らない等の指導を行います。

4 新型コロナウイルス感染が判明した場合

1 出席停止の措置

(1) 出席停止の基準等

- ・ 感染が確認された者の出席停止の期間は、発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまでを基準とします。
- ・ 出席停止の解除後、発症から10日を経過するまでは、マスクの着用を推奨します。

(2) 出席停止の対象者

- ・ 感染が判明した者
※ 発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状があることのみをもって、出席停止とはしません。

(3) 療養報告書の提出

東海南高等学校HPの「出席停止について」より様式をダウンロードし必要事項を記入の上保健室へ提出してください。登校後の様式受け取りを希望する場合はあらかじめ担任にお知らせください。

2 その他

感染症対応に関する緊急連絡を「きずなネット」で送信し、「開封確認」をお願いすることがありますのでご協力願います。

担 当 教頭（吉川師弘・神谷尚美）